

随意契約理由書

1 案件名称

淀川消防署ほか1か所ガス吸収式冷温水発生機修理

2 契約の相手方

株式会社 玉尾サービス

3 随意契約理由

本案件は、淀川消防署ほか1か所に設置されているガス吸収式冷温水発生機の修理を行うものである。

当該ガス吸収式冷温水発生機については、矢崎エナジーシステム株式会社（以下『製造会社』という。）製で独自の技術で設計製作されたものであり、燃焼部及び制御部等の主要部位については自社専用の部品等で構成されている。

本修理を行うためには、主要部位の構造、分解及び組立手順、調整方法等の知識や技術が必要とされている。上記業者は製造会社から修理を行うために必要な独自の知識や技術指導の提供を受け、修理を行うことのできる指定サービス事業者として指定された大阪府内で唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川消防署ほか2か所排煙窓開閉装置修理

2 契約の相手方

株式会社豊和

3 随意契約理由

本修理は、上記庁舎の排煙窓開閉装置を修理するもので、部品の経年劣化等により、排煙窓の開閉に不具合が生じ修理する必要がある。

本製品は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、その構成部品も自社専用の部品等で構成されている。

本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の知識や技術を必要とし、製造メーカーである上記業者は、本修理を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6154)

随意契約理由書

1 案件名称

多機能型消防艇「まいしま」修繕における追加整備

2 契約の相手方

サノヤス造船株式会社

3 随意契約理由

現在、上記業者において多機能型消防艇「まいしま」の修繕作業を実施しており、修繕作業中に契約内容以外の項目において不良箇所が発見されたものである。

この場合において、継続して上記業者で不良箇所の取替及び修理を行うことによって、再度の分解組立を行う必要がなく、修繕時間及び費用ともに最短、最少で行うことができる。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

バーチカルジャイロ 買入

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「おおさか」「なにわ」の補修用機体部品の買入である。航空機の機体部品はそれぞれの製造会社の正規部品でないと修理は不可能であり、かつ、航空法に基づく耐空検査及び修理改造検査に合格しない。当局の保有するヘリコプターは、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製である。エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社に本邦での独占販売権を与えている。

よって本案件の各種機体部品の買入については、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）